

西ノ島町インターンシップ支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西ノ島町（以下「町」という。）が行う西ノ島町役場内での就業体験（以下「インターンシップ」という。）の増加を図り、学生の町行政に対する理解を深めてもらうため、インターンシップへの参加に要する経費に対し予算の範囲内において支援する西ノ島町インターンシップ支援補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 インターンシップの対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学院、大学、短期大学、高等学校及び高等専門学校、専修学校（以下「大学等」という。）の学生とする。

(受入手続)

第3条 インターンシップを希望する学生が在籍する大学等は、西ノ島町インターンシップ参加申込書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の申込書の提出があったときは、その可否を決定し、西ノ島町インターンシップ受入可否決定通知書（様式第2号）を大学等に通知するものとする。
- 3 前項の規定による受入決定を受けた大学等は、当該学生にその旨を通知するとともに、町長と西ノ島町インターンシップの取扱いに関する協定書（様式第3号）を締結するものとする。

(実習期間等)

第4条 インターンシップの実習期間は、原則2日以上10日以内とする。ただし、実習内容によっては、この限りではない。

- 2 1日の実習時間は、原則として月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとし、途中1時間の休憩時間を設けるものとする。ただし、実習内容により実習時間を短縮することができる。

(実習生の身分及び報酬等)

第5条 実習を受ける学生（以下「実習生」という。）は、在学する大学等の学生の身分を保有したまま、インターンシップの実習を受けるものとし、町職員として身分を付与しないものとする。

- 2 町は、実習を受ける学生（以下「実習生」という。）に対して、報酬、賃金及び手当その他の費用を支給しない。

(服務)

第6条 実習生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習に専念しなければならない。

- 2 実習生は、実習中、町職員が遵守すべき法令、条例等を遵守するとともに、町職員の指揮及び指示等に従わなければならない。
- 3 実習生は、町の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。
- 4 実習生は、インターンシップで知り得た情報を漏らしてはならない。インターンシップを終えた後も同様とする。
- 5 実習生は、個人情報の取扱いについて、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) インターンシップで知り得た個人情報をインターンシップの目的以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。また個人情報を使用する場所についても町の指示によることとする。
 - (2) 町の指示又は承諾があるときを除き、インターンシップのために個人情報が記録された公文書等町の所有する資料を複写し、又は複製してはならない。
- 6 実習生は、病気、事故等によりインターンシップを受けることができないときは、あらかじめ実習先にその旨を連絡しなければならない。

(誓約)

第7条 実習生は、前条に規定する服務を遵守するため、インターンシップ開始の日までに誓約書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

- 2 実習生が在籍する大学等は、前項の誓約書に記載された遵守事項について、指導するものとする。

(インターンシップの中止)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、インターンシップを中止することができる。

- (1) 実習生が第6条第1項から第5項までの規定及び前条の誓約書の内容に違反する行為を行ったとき。
 - (2) インターンシップを継続することにより実習先の業務に支障が生じたとき又は生じる恐れがあるとき。
 - (3) インターンシップの目的を達成することが困難であると認められるとき。
- 2 町長は、前項の規定によりインターンシップを中止するときは、その旨を実習生の在籍する大学等に通知するものとする。

(インターンシップにおける責任等)

第9条 大学等又は実習生は、インターンシップにおける事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、インターンシップ中に発生した事故に関して自らの責任において対処しなければならない。

- 2 実習生が故意または過失により町または第三者に損害を与えた場合は、大学等及び実習生

は、その損害を賠償しなければならない。

(実習内容等の証明)

第10条 町長は、大学等からインターンシップの内容等についての証明を求められたときは、これに応じるものとする。

(報告)

第11条 実習生は、インターンシップ終了後、速やかに西ノ島町インターンシップ報告書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。この場合において、大学等で定められた報告書があるときは、これを添付するものとする。

(インターンシップ参加に対する助成)

第12条 町長は、インターンシップに参加する実習生に対して別表の経費を助成することができる。

- 2 実習生は、前項の助成を受けようとするときは、西ノ島町インターンシップ補助金申請書(様式第6号)を町長に申請しなければならない。
- 3 町長は、前項の申請があったときは、内容を審査し、補助金の交付決定を行うときは交付決定通知書(様式第7号)により通知を行うものとする。
- 4 実習生は、前項の通知があったときは、請求書(様式第8号)を町長へ提出しなければならない。
- 5 町長は、前項の請求書が提出されたときは、すみやかに補助金を支払うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、返還を求めることができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月14日から施行する。

